

## 様式2

### 不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称	社会福祉事業の経営者に対する経営の制限と停止命令	
根拠条例・規則等名	社会福祉法（昭和26年法律第45号）	
条 項	第72条	
所 管 部 課	保健福祉局 福祉部 生活福祉課（電話：048-829-1845）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	法第72条に規定する次のいずれかに該当する場合は、社会福祉事業を経営する者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命ずることができる。 (1) 届出事項の変更の届出をしなかったとき。 (2) 必要な報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 (4) 法第71条の規定による改善命令に違反したとき。 (5) 事業に関し不当に営利を図り、福祉サービスの提供を受ける者の処遇に不当行為があったとき。 (6) 福祉サービス契約成立時に必要事項を含む書面交付をしなかったとき。 (7) 福祉サービスの内容について、著しく事実に相違する表示をする等の誇大広告を行ったとき。
設定等年月日	昭和26年10月1日設定	令和2年4月1日最終改正
備 考		